

「SoftBank Air サービス規約」新旧対照表

<p>改定前 (2017年9月1日付)</p>	<p>改定後 (2019年2月4日付)</p>
<p>第2条(定義) —</p>	<p>第2条(定義) (11)「USIM」とは、会員識別番号(会員を識別するための数字等組み合わせをいいます。)その他の情報の小型記憶装置であって、当社が本サービスの提供にあたって会員に貸与し、当社が本サービスにて提供する無線利用回線に接続する接続機器を特定するために使用するものをいいます。</p>
<p>第2章 本サービスの内容 —</p>	<p>第2章 本サービスの内容 第3条の2(USIMの貸与) 当社は、会員へUSIMを貸与します。この場合において、貸与するUSIMは、1の利用契約につき1とし、本サービスの種類等に基づき、当社が定めるものとします。</p>
<p>—</p>	<p>第3条の3(USIMの変更) 1.当社は、会員の選択により料金プラン、サービスの種類等を変更したときは、当社が貸与するUSIMを変更することがあります。 2.当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するUSIMを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを会員に通知します。</p>
<p>—</p>	<p>第3条の4(USIMの返還) USIMの貸与を受けている会員は、次のいずれかに該当する場合には、第3条の2(USIMの貸与)の規定に基づいて貸与しているUSIMを速やかに当社が別途指定する住所に返還していただきます。 (1)本サービスに係る利用契約を解除し又は解除されたとき。 (2)その他USIMを利用しなくなったとき。 (3)当社が別に定める料金プラン、サービスの種類等の変更を行ったとき。 (4)技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるとき。</p>